

31環政第277号

令和元年8月19日

愛知県環境審議会

会長 青木 清 様

愛知県知事 大村 秀章

愛知県環境基本計画の改定について（諮問）

愛知県環境基本条例（平成7年愛知県条例第1号）第9条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境政策課

企画・広報グループ

電話 052-954-6210（ダイヤルイン）

## 説 明

本県では、愛知県環境基本条例の基本的な理念のもとに、1997年8月に第1次となる愛知県環境基本計画を策定しました。

その後、2002年9月及び2008年3月の二度の改定を経て、2014年5月に、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指し、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」に重点的に取り組む第4次愛知県環境基本計画（以下「現行計画」という。）を策定しました。

現行計画の策定以降、国際社会では、2015年9月に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年11月に温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が発効しました。また、2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ問題が主要議題として取り上げられました。

国内では、2018年4月に「第5次環境基本計画」が閣議決定され、今後の環境政策の展開の基本的方向性として、SDGsの考え方も活用して環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが示されました。

こうした中、本県では、2019年7月に内閣府から「SDGs未来都市」に選定されたところであり、SDGsの達成に向け、積極的に取り組むこととしております。

こうした社会情勢や環境課題の変化に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進していくため、現行計画を見直し、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画を策定する必要があります。

ついては、現行計画の改定について貴審議会の意見を求めるものです。